

公益財団法人日本セーリング連盟
ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程施行細則
この改定細則は、2021年1月1日に発効する。

1. (ジャッジ経験)

第5条及び第11条にある審判実務経験は、次をいう。

- (1) 所属する団体や連盟が主催または共催するレースにおいて、下記の通りの経験があること。

	B級ジャッジ	A級ジャッジ
認定時	過去2年間で 3回以上の運営/ジャッジ補助等	過去2年間で5回以上
更新時	前回認定(更新)より毎年1回以上、 または過去2年間で3回以上	前回認定(更新)より毎年2回以上、 または過去2年間で5回以上

- (2) 連盟が行う、または連盟が認めたジャッジ・セミナーまたはクリニックに出席すること。[このセミナーまたはクリニックへの参加は、前項(1)のジャッジ経験1回相当と置き換えることができる。]
(3) ルール委員長が特に認めた行事において、一定の実績を有すること。

2. (アンパイア経験)

第5条及び第11条にある審判実務経験は、次をいう。

- (1) ~~ISAF~~ World Sailing、または連盟、連盟加盟の団体が主催または共催するレースで、下記の通りあること。

	ナショナル・アンパイア
認定時	過去2年間で5回以上
更新時	前回認定(更新)より毎年1回以上、または過去2年間で3回以上

- (2) ~~ISAF~~ World Sailing、または連盟が行う、あるいは連盟が認めたアンパイア・セミナーまたはクリニックに出席すること。[このセミナーまたはクリニックへの参加は、前項(1)のアンパイア経験1回相当と置き換えることができる。]
(3) ルール委員長が特に認めた行事にて一定の実績を有すること。
(4) 前項(1)～(3)によるが、より客観性を持たせるために、参加したマッチレース等における活動実績は「アンパイアレポートフォーム」により評価される。

3. (講習会)

認定講習会および更新講習会は、次の日程とする。

	B級ジャッジ	A級ジャッジ	ナショナル・アンパイア
認定時	1日間	2日間	3日間(海上実習を含む)
更新時	半日間	1日間	2日間(海上実習を含む)

4. (新規認定料)

第6条(1)⑤、(2)⑤、(3)⑤、第7条(1)②、(2)②、(3)②に規定する認定料およびその他費用は、次のとおりとする。

- (1) A級ジャッジ 10,000円(講習料 8,500円+認定料 1,500円)
(2) B級ジャッジ 3,000円(講習料 1,500円+認定料 1,500円)
(3) アンパイア 25,000円(講習料 23,500円+認定料 1,500円)
(4) ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

なお、不合格の場合にあっても、上記金額は返還されない。

5. (更新認定料)

第12条(5)に規定する更新認定料およびその他費用は、次のとおりとする。

- (1) A級ジャッジ 4,000円(講習料 3,500円+認定料 500円)
- (2) B級ジャッジ 2,000円(講習料 1,500円+認定料 500円)
- (3) アンパイア 5,000円(講習料 4,500円+認定料 500円)
- (4) ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

6. (再交付料)

第14条(2)に規定する交付料は1,000円とする。ただし、ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

以上

附則

- 1. 平成24年度まで有効な資格の更新については、第12条(5)に規定する講習料および認定料は、5に定める費用に認定証発行にかかる費用1,000円を加え、次のとおりとする。
 - (1) A級ジャッジ 5,000円(講習料3,500円+認定料500円+認定証発行手数料1,000円)
 - (2) B級ジャッジ 3,000円(講習料1,500円+認定料500円+認定証発行手数料1,000円)
 - (3) アンパイア 6,000円(講習料4,500円+認定料500円+認定証発行手数料1,000円)
- 2. 平成24年12月8日一部改定し、施行する。
- 3. 2020年12月05日一部改定し、2021年1月1日から施行する。